

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月24日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 西村 昭三

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

| 収入の種類 | 決算額 | 算出基礎等 |
|---------|-----------|--------------------------------|
| 1 政務活動費 | 3,360,000 | @280,000円 × 12ヶ月 = 3,360,000 円 |
| 2 その他 | 3,527 | |
| 収入合計 | 3,363,527 | |

支出

| 使 途 項 目 | 決 算 額 | 左のうち政務活動費充当額 | 備 考 |
|-----------------|-----------|--------------|-----|
| 調 査 研 究 費 | 32,132 | 32,132 | |
| 研 修 費 | 0 | 0 | |
| 要 請 ・ 陳 情 活 動 費 | 0 | 0 | |
| 会 議 費 | 0 | 0 | |
| 資 料 作 成 費 | 0 | 0 | |
| 資 料 購 入 費 | 111,600 | 111,600 | |
| 広 報 ・ 広 聴 費 | 0 | 0 | |
| 人 件 費 | 1,029,600 | 1,029,600 | |
| 事 務 ・ 事 務 所 費 | 2,190,195 | 2,186,668 | |
| 支 出 合 計 | 3,363,527 | 3,360,000 | |

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党市民クラブ・西村昭三

| 主な事業・行事名 | 期 日 | 内 容 の 説 明 |
|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 〔資料購入費〕 市政に関する新聞の購入 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 | 市政に関する調査研究を行うため、新聞の購入を行った。 |
| 〔人件費〕 事務員の雇用 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 | 市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。 |
| 〔事務・事務所費〕 事務所の賃借 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 | 市政に関する調査研究を行うため、堺区大浜南町において事務所を賃借した。 |
| 〔調査研究費〕 | 令和7年4月1日 ～令和8年3月31日 | 市政に関する調査研究を行うため、関係各所に出向いた。 |

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|---------|---------|---------|--------------|----|-----|
| 7.4.10 | | 840,000 | | 840,000 | 政務活動費4.5.6月分 | | |
| 7.4.10 | 410-1 | | 6,338 | 833,662 | 2月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.4.10 | 410-2 | | 59,679 | 773,983 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.4.24 | 424-1 | | 4,800 | 769,183 | 4月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.4.24 | 424-2 | | 4,900 | 764,283 | 4月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.4.25 | 425-1 | | 86,240 | 678,043 | 5月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.4.25 | 425-2 | | 85,800 | 592,243 | 4月分人件費 | ⑧ | |
| 7.4.28 | 428 | | 8,452 | 583,791 | 4月分駐車場代 | ⑨ | |
| 7.4.30 | 430 | | 17,346 | 566,445 | 3月分事務所電気代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | 840,000 | 273,555 | 566,445 | | | |
| 累計 | | 840,000 | 273,555 | 566,445 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|---------|---------|---------|-----------|----|-----|
| 7.5.9 | 509 | | 59,679 | 506,766 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.5.12 | 512 | | 6,338 | 500,428 | 3月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.5.14 | 514-1 | | 9,491 | 490,937 | 4月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.5.14 | 514-2 | | 9,428 | 481,509 | 4月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.5.14 | 514-3 | | 2,849 | 478,660 | 事務所水道料金 | ⑨ | |
| 7.5.23 | 523 | | 85,800 | 392,860 | 5月分人件費 | ⑧ | |
| 7.5.26 | 526-1 | | 4,800 | 388,060 | 5月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.5.26 | 526-2 | | 4,900 | 383,160 | 5月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.5.26 | 526-3 | | 86,240 | 296,920 | 6月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.5.26 | 526-4 | | 8,452 | 288,468 | 5月分駐車場代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 277,977 | | | | |
| 累計 | | 840,000 | 551,532 | 288,468 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|---------|---------|---------|-----------|----|-----|
| 7.6.10 | 610-1 | | 59,679 | 228,789 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.6.10 | 610-2 | | 5,254 | 223,535 | ガソリン代 | ① | |
| 7.6.10 | 610-3 | | 6,320 | 217,215 | 4月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.6.24 | 624-1 | | 9,656 | 207,559 | 5月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.6.24 | 624-2 | | 10,004 | 197,555 | 6月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.6.24 | 624-3 | | 9,049 | 188,506 | 5月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.6.25 | 625 | | 85,800 | 102,706 | 6月分人件費 | ⑧ | |
| 7.6.26 | 626-1 | | 86,240 | 16,466 | 7月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.6.26 | 626-2 | | 8,452 | 8,014 | 6月分駐車場代 | ⑨ | |
| 7.6.27 | 627 | | 4,900 | 3,114 | 6月分新聞費 | ⑥ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 285,354 | | | | |
| 累計 | | 840,000 | 836,886 | 3,114 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|-------------|----|-----|
| 7.7.10 | | 840,000 | | 843,114 | 政務活動費7.8.9分 | | |
| 7.7.10 | 710-1 | | 59,679 | 783,435 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.7.10 | 710-2 | | 3,283 | 780,152 | ガソリン代 | ① | |
| 7.7.10 | 710-3 | | 6,330 | 773,822 | 5月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.7.14 | 714-1 | | 8,354 | 765,468 | 6月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.7.14 | 714-2 | | 2,773 | 762,695 | 事務所水道料金 | ⑨ | |
| 7.7.24 | 724-1 | | 4,900 | 757,795 | 7月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.7.24 | 724-2 | | 4,800 | 752,995 | 7月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.7.25 | 725-1 | | 85,800 | 667,195 | 7月分人件費 | ⑧ | |
| 7.7.25 | 725-2 | | 86,240 | 580,955 | 8月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.7.28 | 728-1 | | 9,441 | 571,514 | 7月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.7.28 | 728-2 | | 8,452 | 563,062 | 7月分駐車場代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | 840,000 | 280,052 | | | | |
| 累計 | | 1,680,000 | 1,116,938 | 563,062 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|----|-----|
| 7.8.8 | 808 | | 59,679 | 503,383 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.8.12 | 812-1 | | 2,496 | 500,887 | ガソリン代 | ① | |
| 7.8.12 | 812-2 | | 6,354 | 494,533 | 6月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.8.15 | 815 | | 14,981 | 479,552 | 7月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.8.25 | 825-1 | | 4,900 | 474,652 | 8月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.8.25 | 825-2 | | 4,800 | 469,852 | 8月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.8.25 | 825-3 | | 85,800 | 384,052 | 8月分人件費 | ⑧ | |
| 7.8.26 | 826-1 | | 86,240 | 297,812 | 9月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.8.26 | 826-2 | | 8,452 | 289,360 | 8月分駐車場代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 273,702 | | | | |
| 累計 | | 1,680,000 | 1,390,640 | 289,360 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|------------|----|-----|
| 7.9.10 | 910-1 | | 59,679 | 229,681 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.9.10 | 910-2 | | 4,358 | 225,323 | ガソリン代 | ① | |
| 7.9.10 | 910-3 | | 6,360 | 218,963 | 7月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.9.25 | 925-1 | | 4,900 | 214,063 | 9月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.9.25 | 925-2 | | 4,800 | 209,263 | 9月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.9.25 | 925-3 | | 85,800 | 123,463 | 9月分人件費 | ③ | |
| 7.9.26 | 926-1 | | 9,309 | 114,154 | 9月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.9.26 | 926-2 | | 86,240 | 27,914 | 10月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.9.26 | 926-3 | | 2,849 | 25,065 | 水道料金 | ⑨ | |
| 7.9.26 | 926-4 | | 8,452 | 16,613 | 9月分駐車場代 | ⑨ | |
| 7.9.30 | 930 | | 17,131 | -518 | 8月分事務所電気代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 289,878 | | | | |
| 累計 | | 1,680,000 | 1,680,518 | -518 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|-----------|---------|------------|----|-----|
| 7.10.10 | | 840,000 | | 839,482 | | | |
| 7.10.10 | 1010-1 | | 59,679 | 779,803 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.10.10 | 1010-2 | | 3,381 | 776,422 | ガソリン代 | ① | |
| 7.10.10 | 1010-3 | | 6,341 | 770,081 | 8月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.10.17 | 1017 | | 9,524 | 760,557 | 8月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.10.21 | 1021 | | 12,735 | 747,822 | 9月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.10.24 | 1024-1 | | 4,900 | 742,922 | 10月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.10.24 | 1024-2 | | 4,800 | 738,122 | 10月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.10.24 | 1024-3 | | 85,800 | 652,322 | 10月分人件費 | ⑧ | |
| 7.10.24 | 1024-4 | | 18,465 | 633,857 | 10月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.10.27 | 1027-1 | | 86,240 | 547,617 | 11月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.10.27 | 1027-2 | | 8,452 | 539,165 | 10月分駐車場代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | 840,000 | 300,317 | | | | |
| 累計 | | 2,520,000 | 1,980,835 | 539,165 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|-----------|---------|------------|----|-----|
| 7.11.10 | 1110-1 | | 59,679 | 479,486 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.11.10 | 1110-2 | | 854 | 478,632 | ガソリン代 | ① | |
| 7.11.10 | 1110-3 | | 6,368 | 472,264 | 9月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.11.25 | 1125-1 | | 4,900 | 467,364 | 11月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.11.25 | 1125-2 | | 4,800 | 462,564 | 11月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.11.25 | 1125-3 | | 85,800 | 376,764 | 11月分人件費 | ⑧ | |
| 7.11.26 | 1126-1 | | 8,965 | 367,799 | 11月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.11.26 | 1126-2 | | 86,240 | 281,559 | 12月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.11.26 | 1126-3 | | 8,452 | 273,107 | 11月分駐車場代 | ⑨ | |
| 7.11.26 | 1126-4 | | 8,284 | 264,823 | 10月分事務所電気代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 274,342 | | | | |
| 累計 | | 2,520,000 | 2,255,177 | 264,823 | | | |

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|-----------|---------|------------|----|-----|
| 7.12.10 | 1210-1 | | 59,679 | 205,144 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 7.12.10 | 1210-2 | | 3,850 | 201,294 | ガソリン代 | ① | |
| 7.12.10 | 1210-3 | | 6,376 | 194,918 | 10月分携帯料金 | ⑨ | |
| 7.12.12 | 1212 | | 9,997 | 184,921 | 11月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 7.12.22 | 1222-1 | | 86,240 | 98,681 | 1月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 7.12.22 | 1222-2 | | 9,050 | 89,631 | 12月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 7.12.25 | 1225-1 | | 4,900 | 84,731 | 12月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.12.25 | 1225-2 | | 4,800 | 79,931 | 12月分新聞費 | ⑥ | |
| 7.12.25 | 1225-3 | | 85,800 | -5,869 | 12月分人件費 | ⑧ | |
| 7.12.26 | 1226 | | 8,452 | -14,321 | 12月分駐車場代 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 279,144 | | | | |
| 累計 | | 2,520,000 | 2,534,321 | -14,321 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|--------------|----|-----|
| 8.1.9 | | 840,000 | | 825,679 | 政務活動費1.2.3月分 | | |
| 8.1.9 | 109 | | 59,679 | 766,000 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 8.1.13 | 113 | | 6,355 | 759,645 | 11月分携帯料金 | ⑨ | |
| 8.1.22 | 122 | | 12,029 | 747,616 | 12月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 8.1.23 | 123-1 | | 85,800 | 661,816 | 1月分人件費 | ⑧ | |
| 8.1.23 | 123-2 | | 2,620 | 659,196 | 水道料金 | ⑨ | |
| 8.1.26 | 126-1 | | 86,240 | 572,956 | 2月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 8.1.26 | 126-2 | | 8,452 | 564,504 | 1月分駐車場代 | ⑨ | |
| 8.1.27 | 127-1 | | 4,900 | 559,604 | 1月分新聞費 | ⑥ | |
| 8.1.27 | 127-2 | | 4,800 | 554,804 | 1月分新聞費 | ⑥ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 270,875 | | | | |
| 累計 | | 3,360,000 | 2,805,196 | 554,804 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|----|-----|
| 8.2.6 | 206-1 | | 9,077 | 545,727 | 1月分事務所通信費 | ⑨ | |
| 8.2.6 | 206-2 | | 17,376 | 528,351 | 1月分事務所電気代 | ⑨ | |
| 8.2.10 | 210-1 | | 59,679 | 468,672 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 8.2.10 | 210-2 | | 6,394 | 462,278 | 12月分携帯料金 | ⑨ | |
| 8.2.10 | 210-3 | | 4,449 | 457,829 | ガソリン代 | ① | |
| 8.2.25 | 225 | | 85,800 | 372,029 | 2月分人件費 | ⑧ | |
| 8.2.26 | 226-1 | | 86,240 | 285,789 | 3月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 8.2.26 | 226-2 | | 8,452 | 277,337 | 2月分駐車場代 | ⑨ | |
| 8.2.27 | 227-1 | | 4,900 | 272,437 | 2月分新聞費 | ⑥ | |
| 8.2.27 | 227-2 | | 4,800 | 267,637 | 2月分新聞費 | ⑥ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 287,167 | | | | |
| 累計 | | 3,360,000 | 3,092,363 | 267,637 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| 年月日 | 整理 番号 | 収入額 | 支出額 | 残額 | 内容 | 項目 | その他 |
|--------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|----|-----|
| 8.3.10 | 310-1 | | 59,679 | 207,958 | 車リース料金 | ⑨ | |
| 8.3.10 | 310-2 | | 7,962 | 199,996 | 1月分携帯料金 | ⑨ | |
| 8.3.10 | 310-3 | | 4,207 | 195,789 | ガソリン代 | ① | |
| 8.3.25 | 325 | | 85,800 | 109,989 | 3月分人件費 | ⑧ | |
| 8.3.26 | 326 | | 86,240 | 23,749 | 4月分事務所賃借料 | ⑨ | |
| 8.3.27 | 327 | | 8,400 | 15,349 | 4月分駐車場代 | ⑨ | |
| 8.3.30 | 330-1 | | 4,900 | 10,449 | 3月分新聞費 | ⑥ | |
| 8.3.30 | 330-2 | | 4,800 | 5,649 | 3月分新聞費 | ⑥ | |
| 8.3.31 | 331 | | 9,176 | -3,527 | 3月分事務所通信費 | ⑨ | |
| | | | | | | | |
| 月計 | | | 271,164 | | | | |
| 累計 | | 3,360,000 | 3,363,527 | -3,527 | | | |

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 西村 昭三

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| ふりがな | | | |
| 被雇用者の氏名 | | | |
| 生年月日 | | | |
| 住所 | 〒 XXXXXXXXXX 堺市 XXXXXXXXXX | | |
| 雇用期間 (雇用開始日) | 2025年 4月 1日 ~ 2027年 4月 30日 | | |
| 雇用形態 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等) | | |
| 勤務時間数 | 20時間 / 週 (1日 5時間× 3日~4日 / 週) | | |
| 賃金額 | <input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給 | 85,800円 | |
| 業務内容 | <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動 | | |
| 按分 | % | <input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <div style="text-align: center;"> <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間 </div> | |
| | | <input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照 | |
| 議員との関係 | <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。 | | |
| 備考 | | | |


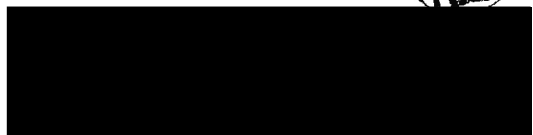
※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

| 職務内容 | 按分率 |
|-----------------|-------|
| 政務活動+後援会活動 | 1 / 2 |
| 政務活動+後援会活動+政党活動 | 1 / 3 |

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

| | | |
|------------------------|---|---------|
| ふりがな | | 生 年 月 日 |
| 氏 名 | | |
| 現 住 所 | 堺市 | TEL |
| 下記の条件で契約します。 | | |
| 雇用期間 | 2025年 4月 1日から 2027年 4月 30日まで | |
| 就業場所 | 堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ201号 西村昭三議員事務所 | |
| 仕事内容 | 電話・来客対応 政務活動にかかる書類等の作成事務 陳情調査及び堺市内視察の同行 | |
| 就業時間 (休憩時間) | 午前・午後 9時 00分から 午前・午後 3時 00分まで (うち、休憩時間12時00分から13時00分まで) | |
| 休 日 | 土、日、祝日、年末年始、夏季休暇 月から金のうち、雇用者が指定する1日 | |
| 給与(賃金) | 月額85,800円 | |
| 給与支払 | 毎月20日締め切り、25日支払い | |
| 給与振込先 | 手渡し | |
| 上記契約期間満了をもって本契約を解消する。 | | |
| 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 | | |
| 2025年 4月 1日 | | |
| 雇用者 | 堺市議会議員 西村昭三  | |
| 被雇用者 |  | |

7年4月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 3月21日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 22日 | 土 | 休 |
| 23日 | 日 | 休 |
| 24日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 水 | 休 |
| 27日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 土 | 休 |
| 30日 | 日 | 休 |
| 31日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 4月1日 | 火 | 休 |
| 2日 | 水 | 休 |
| 3日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 4日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 土 | 休 |
| 6日 | 日 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 8日 | 火 | 休 |
| 9日 | 水 | 休 |
| 10日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 12日 | 土 | 休 |
| 13日 | 日 | 休 |
| 14日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 15日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 水 | 休 |
| 17日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 金 | 休 |
| 19日 | 土 | 休 |
| 20日 | 日 | 休 |

出勤日数 15 日

令和7年4月20日 17 確認しました

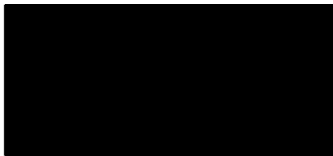
西村昭三

7年5月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 4月21日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 22日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 水 | 休 |
| 24日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 土 | 休 |
| 27日 | 日 | 休 |
| 28日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 火 | 休 |
| 30日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5月1日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 2日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 土 | 休 |
| 4日 | 日 | 休 |
| 5日 | 月 | 休 |
| 6日 | 火 | 休 |
| 7日 | 水 | 休 |
| 8日 | 木 | 休 |
| 9日 | 金 | 休 |
| 10日 | 土 | 休 |
| 11日 | 日 | 休 |
| 12日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 14日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 15日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 土 | 休 |
| 18日 | 日 | 休 |
| 19日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 出勤日数 | | 15 日 |

令和7年5月20日 確認しました 西村昭三

7年6月分出勤簿



| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 5月21日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 22日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 金 | 休 |
| 24日 | 土 | 休 |
| 25日 | 日 | 休 |
| 26日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 木 | 休 |
| 30日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 31日 | 土 | 休 |
| 6月1日 | 日 | 休 |
| 2日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 火 | 休 |
| 4日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 金 | 休 |
| 7日 | 土 | 休 |
| 8日 | 日 | 休 |
| 9日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 水 | 休 |
| 12日 | 木 | 休 |
| 13日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 14日 | 土 | 休 |
| 15日 | 日 | 休 |
| 16日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 火 | 休 |
| 18日 | 水 | 休 |
| 19日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 出勤日数 | | 15 日 |

令和7年6月20日 19 確認しました

西村昭三



7年7月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 6月21日 | 土 | 休 |
| 22日 | 日 | 休 |
| 23日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 24日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 水 | 休 |
| 26日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 土 | 休 |
| 29日 | 日 | 休 |
| 30日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7月1日 | 火 | 休 |
| 2日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 木 | 休 |
| 4日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 土 | 休 |
| 6日 | 日 | 休 |
| 7日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 8日 | 火 | 休 |
| 9日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 金 | 休 |
| 12日 | 土 | 休 |
| 13日 | 日 | 休 |
| 14日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 15日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 19日 | 土 | 休 |
| 20日 | 日 | 休 |

出勤日数 15 日

令和7年7月20日 確認しました 西村昭三



7年8月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 7月21日 | 月 | 休 |
| 22日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 水 | 休 |
| 24日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 土 | 休 |
| 27日 | 日 | 休 |
| 28日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 30日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 31日 | 木 | 休 |
| 8月1日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 2日 | 土 | 休 |
| 3日 | 日 | 休 |
| 4日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 水 | 休 |
| 7日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 8日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 9日 | 土 | 休 |
| 10日 | 日 | 休 |
| 11日 | 月 | 休 |
| 12日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 水 | 休 |
| 14日 | 木 | 休 |
| 15日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 土 | 休 |
| 17日 | 日 | 休 |
| 18日 | 月 | 休 |
| 19日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |

出勤日数 15 日

令和7年8月20日 21 確認しました

西村昭三



7年9月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 8月21日 | 木 | 休 |
| 22日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 土 | 休 |
| 24日 | 日 | 休 |
| 25日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 水 | 休 |
| 28日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 30日 | 土 | 休 |
| 31日 | 日 | 休 |
| 9月1日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 2日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 水 | 休 |
| 4日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 土 | 休 |
| 7日 | 日 | 休 |
| 8日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 9日 | 火 | 休 |
| 10日 | 水 | 休 |
| 11日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 12日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 土 | 休 |
| 14日 | 日 | 休 |
| 15日 | 月 | 休 |
| 16日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 木 | 休 |
| 19日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 土 | 休 |
| 出勤日数 | | 15 日 |

令和7年9月20日 確認しました

西村昭三



7年10月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 9月21日 | 日 | 休 |
| 22日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 火 | 休 |
| 24日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 土 | 休 |
| 28日 | 日 | 休 |
| 29日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 30日 | 火 | 休 |
| 10月1日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 2日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 4日 | 土 | 休 |
| 5日 | 日 | 休 |
| 6日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7日 | 火 | 休 |
| 8日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 9日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 土 | 休 |
| 12日 | 日 | 休 |
| 13日 | 月 | 休 |
| 14日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 15日 | 水 | 休 |
| 16日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 土 | 休 |
| 19日 | 日 | 休 |
| 20日 | 月 | 休 |
| 出勤日数 | | 15 日 |

令和7年10月20日 確認しました

西村昭三



7年11月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|--------|----|------------------|
| 10月21日 | 火 | 休 |
| 22日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 木 | 休 |
| 24日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 土 | 休 |
| 26日 | 日 | 休 |
| 27日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 水 | 休 |
| 30日 | 木 | 休 |
| 31日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11月1日 | 土 | 休 |
| 2日 | 日 | 休 |
| 3日 | 月 | 休 |
| 4日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 木 | 休 |
| 7日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 8日 | 土 | 休 |
| 9日 | 日 | 休 |
| 10日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 火 | 休 |
| 12日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 14日 | 金 | 休 |
| 15日 | 土 | 休 |
| 16日 | 日 | 休 |
| 17日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 火 | 休 |
| 19日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 木 | 休 |
| 出勤日数 | | 13 日 |

令和7年11月20日 24 確認しました

西村昭三



7年12月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|--------|----|------------------|
| 11月21日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 22日 | 土 | 休 |
| 23日 | 日 | 休 |
| 24日 | 月 | 休 |
| 25日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 水 | 休 |
| 27日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 土 | 休 |
| 30日 | 日 | 休 |
| 12月1日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 2日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 水 | 休 |
| 4日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 5日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 土 | 休 |
| 7日 | 日 | 休 |
| 8日 | 月 | 休 |
| 9日 | 火 | 休 |
| 10日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 12日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 土 | 休 |
| 14日 | 日 | 休 |
| 15日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 火 | 休 |
| 17日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 18日 | 木 | 休 |
| 19日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 土 | 休 |

出勤日数 14 日

令和7年12月20日 確認しました

西村昭三



8年1月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|--------|----|------------------|
| 12月21日 | 日 | 休 |
| 22日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 24日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 26日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 土 | 休 |
| 28日 | 日 | 休 |
| 29日 | 月 | 休 |
| 30日 | 火 | 休 |
| 31日 | 水 | 休 |
| 1月1日 | 木 | 休 |
| 2日 | 金 | 休 |
| 3日 | 土 | 休 |
| 4日 | 日 | 休 |
| 5日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 8日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 9日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 土 | 休 |
| 11日 | 日 | 休 |
| 12日 | 月 | 休 |
| 13日 | 火 | 休 |
| 14日 | 水 | 休 |
| 15日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 16日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 土 | 休 |
| 18日 | 日 | 休 |
| 19日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |

出勤日数 14 日



8年2月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 1月21日 | 水 | 休 |
| 22日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 23日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 24日 | 土 | 休 |
| 25日 | 日 | 休 |
| 26日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 火 | 休 |
| 28日 | 水 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 29日 | 木 | 休 |
| 30日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 31日 | 土 | 休 |
| 2月1日 | 日 | 休 |
| 2日 | 月 | 休 |
| 3日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 4日 | 水 | 休 |
| 5日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7日 | 土 | 休 |
| 8日 | 日 | 休 |
| 9日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 火 | 休 |
| 11日 | 水 | 休 |
| 12日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 14日 | 土 | 休 |
| 15日 | 日 | 休 |
| 16日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 火 | 休 |
| 18日 | 水 | 休 |
| 19日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 出勤日数 | | 14 日 |


令和8年2月20日 27確認しました

西村昭三



8年3月分出勤簿

| 日 | 曜日 | 勤務時間 |
|-------|----|------------------|
| 2月21日 | 土 | 休 |
| 22日 | 日 | 休 |
| 23日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 24日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 25日 | 水 | 休 |
| 26日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 27日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 28日 | 土 | 休 |
| 3月1日 | 日 | 休 |
| 2日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 3日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 4日 | 水 | 休 |
| 5日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 6日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 7日 | 土 | 休 |
| 8日 | 日 | 休 |
| 9日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 10日 | 火 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 11日 | 水 | 休 |
| 12日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 13日 | 金 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 14日 | 土 | 休 |
| 15日 | 日 | 休 |
| 16日 | 月 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 17日 | 火 | 休 |
| 18日 | 水 | 休 |
| 19日 | 木 | 9:00~15:00 (休1H) |
| 20日 | 金 | 休 |
| 出勤日数 | | 14 日 |

令和8年3月20日 確認しました 西村昭三 

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西村昭三

| | | | |
|-------------------------------------|---|--|-------------------------------------|
| 管理責任者 (議員名) | 西村昭三 | | |
| 事務所名 | 西村昭三堺市議会議員事務所 | | |
| 所在地 | 〒590-0976 堺市堺区大浜南町2-2-16 チェリーヒルズ201号 TEL 072(227)5770 | | |
| 兼用の有無 | <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 (株)令和) | | |
| | 他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 私的使用 | |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所 | |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所 | |
| <input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体) | | | |
| 延べ面積 | 106.95 m ² | 賃借料 | 月額 107,800 円 (政務活動費充当額 86,240 円) |
| 政務活動事務所 として使用する 割合 | 80% | (次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 160 時間のうち 128 時間 | |
| 事務所関連経費 按分比率など | 維持管理 経費 | <input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (消耗品等事務所関連経費)・・・ 80% | |
| | 駐車場 賃借料 | 70% | 月額 12,075 円 (政務活動費充当額 8,452 円) |
| | 【所在地】堺市堺区大浜南町2-3 堺大浜南町住宅駐車場 | | |
| 所有区分 | <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。 | | |
| 備考 | 倉庫■■■号 | | |

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用・居住用)

定期建物賃貸借契約書(事業用・居住用)

貸主 株式会社 令和 (以下「甲」という。)と借主 西村 昭三 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

| | | | | |
|--------|-------------------------|-----------------------------------|------|----------|
| 建 物 | 名 称 | 大浜チェリーヒルズ | | |
| | 所 在 地 | (住居表示) 堺市堺区大浜南町2丁2番16号 | | |
| | | (登記簿) 堺市堺区大浜南町2丁67番7同所同番10・27・28 | | |
| | 構 造 | 鉄骨造 陸屋根 (5)階建/全(12)戸(事務所、店舗含む) | | |
| | 種 類 | 事務所、共同住宅 | 新築年月 | 平成 4年 2月 |
| 面 積 | 962.64㎡ | | | |
| 専有賃貸区画 | ①2階201号 ② [] 号 ③ [] 号 | | | |

頭書(2) 事業内容

| |
|---|
| 201号は自民党 西村昭三 事務所として利用 [] 号、 [] 号は居住スペースとして利用 |
|---|

頭書(3) 契約期間

| |
|------------------------------------|
| 令和 6年 4月 1日 から 令和10年 3月 31日まで |
| 目的物件の引渡し時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |

(契約終了の通知をすべき期間) 令和 9年 9月 1日から 令和 10年 2月 28日 まで

頭書(4) 賃料等

| | | | | | |
|--------------|---|--|--------------------|------------|------|
| 賃 料 | 月額 ¥241,800円 | 共益費 | 月額 (内消費税等 円) | 家 財 保険料 | 自己負担 |
| 敷 金 | 無し | | 円 | 附 属 施設料 | 自己負担 |
| 保証金 | 無し | 償 却 | | | |
| その他の条件 | | 上記賃料の内訳 107800円/201号・90000円 [] 号・44000円 [] 号 | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵 No. | 既存鍵利用 | | | |
| | 本 数 | 本 | 本 | 本 | 本 |
| 賃料等の支払時期 | | 翌月分を毎月 末日まで | | | |
| 賃料等の 支払方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 振 込 | 大阪信用金庫 堺東支店 普通 [] カ レイワ | | | |
| | <input type="checkbox"/> 持 参 | 持 参 先 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 口座引落 | 委託会社名 | | | |

剪定・処分等を含め甲は一切責任を負わない。
 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 3月21日

| | | | | |
|-------|----|--------------------|-----|--------------|
| 甲・貸主 | 氏名 | 株式会社 令和 | TEL | 072-320-6957 |
| | 住所 | 堺市堺区永代町5丁1-8 | | |
| 乙・借主 | 氏名 | 西村 昭三 | TEL | |
| | 住所 | 堺市堺区大浜南町2丁2-16-201 | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | | TEL | |
| | 住所 | | | |

| | | A | | B | |
|----------|-------------------|----------------|-------|-------------------|----------------|
| 宅地建物取引業者 | 主たる事務所 所在地・TEL | | | 主たる事務所 所在地・TEL | |
| | 商号又は名称 | | | 商号又は名称 | |
| | 代表者の氏名 | | Ⓢ | 代表者の氏名 | Ⓢ |
| | 免許証番号 | 大臣 知事 () 第 | 号 | 免許証番号 | 大臣 知事 () 第 |
| | 免許年月日 | 平成 | 年 月 日 | 免許年月日 | 平成 |
| 宅地建物取引士 | 氏名 | | Ⓢ | 氏名 | Ⓢ |
| | 登録番号 | () 第 | 号 | 登録番号 | () 第 |
| | 業務に従事する 事務所名 | | | 業務に従事する 事務所名 | |
| | 事務所所在地 TEL | | | 事務所所在地 TEL | |

※ Ⓢは実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐 車 場 使 用 要 領

| | |
|----------|--|
| 管理者名 (甲) | 株式会社サニカ |
| 使用者名 (乙) | 西村 昭三 |
| 駐車場名 | 堺大浜南町住宅駐車場 |
| 所在地 | 堺市堺区大浜南町2丁 |
| 使用区画 | 区画 |
| 契約車両 | 車 種 ティアナ 自動車登録番号 |
| 使用料金 | 金 12,075 円 |
| 保証金 | |
| 使用期間 | 平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 但し、使用期間が満了する日の1ヵ月前までに、甲または乙から何らの書面による申し出がないときは、本契約と同一条件で一年間交信されるものとし、以後も同様とします。 |

甲および乙は、上記記載事項の他、本要項に添付する駐車場使用契約を遵守します。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記(署)名押印の上、各1通を保有します。

平成 28 年 10 月 13 日

甲 住 所 山梨県南アルプス市十日市場789番地
会 社 名 株式会社サニカ
代表者名 代表取締役 林 憲正



乙 住 所 堺市堺区大浜南町2-2-16
氏 名 西村 昭三



保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

| | | | |
|-------------|--|--|-----------------------|
| 保管場所の位置 | 〒 (590-0996) 堺市堺区大政南町2丁3 堺大政南町住居駐車場 | 駐車場名 OPHパーキング場大政南町 | 枠番号(記号) [REDACTED] |
| 保管場所の使用者 | 〒 (590-0996) 住所 堺市堺区大政南町2丁2-16 氏名 西村昭三 (072) 227 局 5770番 | 使用者と契約者の関係 ① 同 じ 2. 本店支店 3. 親 族 4. その他 [REDACTED] 239シ | |
| 保管場所の契約者 | 〒 (590-0996) 住所 堺市堺区大政南町2丁2-16 氏名 西村昭三 (072) 229 局 5770番 | | |
| 使 用 期 間 | 平成 29 年 10 月 31 日 から 継続中 平成 年 月 日 ま で | | |
| 駐又車場の管理所有託者 | 上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 <div style="text-align: right;"> 令和 元年 6 月 20 日 〒 (400-0336) 住 所 山梨県南アルプス市十日市場789 (055) 284 局 2411 番 氏名 株式会社 サニカ 代表取締役社長 武井 巖 </div> | | |

- 注：1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
 2 共有の場合で、共有者全員の住所・氏名が書けない場合は、別紙に記入の上、本証明書と割印をしてください。
 3 月極駐車場は、駐車場名を記入し、2台以上の駐車枠がある場合は「枠番号(記号)」を記入してください。

駐車場賃貸借契約書

駐車場賃貸借契約書

貸主と借主の間に次の通り賃貸借に関する契約を締結する。

| 契約要目表 | | | |
|-------|--------|--|------------|
| 当事者 | 貸主 (甲) | 日本駐車場メンテナンス株式会社 (登録番号: T8120001116676) | |
| | 借主 (乙) | 西村 昭三 | |
| 契約内容 | 所在地 | 堺市堺区大浜南町二丁 | 区 画 |
| | 名 称 | 大阪府営堺大浜南町住宅駐車場 | [REDACTED] |
| | 賃 料 | 12,000円 (消費税率10%、消費税1,091円) | |
| | 保証金 | [REDACTED] | |
| | 契約期間 | 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日までの1年とする | |
| | 使用目的 | 駐車用 | |
| 契約車輛 | メーカー | トヨタ | 変更後 |
| | 車体名 | クラウン | |
| | 車体色 | 白色 | |
| | ナンバー | [REDACTED] | |

第1条 (使用方法)

乙は、本駐車場に契約要目表記載の車両を駐車する。また、乙は駐車場を自動車の格納場所として使用するものとし、他の目的には一切使用してはならない。

尚、乙が契約車両を変更する時は、あらかじめ甲に文章で通知しなければならない。

第2条 (賃料)

1. 駐車場の賃料は月 12,000 円 (消費税率 10%、うち消費税 1,091 円) とし、本契約が月の途中で締結された場合には締結月の駐車料金は日割り計算 (月の日数は 30 日として算出する) とし、本契約が月の途中で終了した場合は日割計算を行わず、乙は終了月の駐車料金の全額を支払うものとする。
2. 甲は、この契約期間中、物価の変動、当社経費の増加、近隣駐車料金その他の経済情勢の変動により前条の料金が不相当と認められるときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。
3. 乙は保証金として [REDACTED] を甲に預けるものとする。また、保証金は無利息とし、本契約が終了した場合、甲は 30 日以内に乙に返却するものとする。

第3条 (契約期間)

契約期間は、契約要目表記載の通りとする。但し、甲乙いずれかにより解約の申し出がない場合は、同一条件で同一期間更新するものとする。

第4条 (支払方法)

1. 乙は、甲が指定した銀行口座への振込、口座振替、またはクレジットカード決済を通じて、毎月末日までに翌月分の賃料を支払うものとする。末日が銀行の休業日に該当する場合は、前営業日が支払期限となる。
また、賃料に関連する消費税は乙の負担とする。
2. 振込手数料は、甲指定のゆうちょ銀行口座への自動送金、口座振替、及びクレジットカード決済に限り甲が負担するものとする。
口座振込の場合、手数料は乙の負担とする。

第5条 (禁止事項)

乙は、駐車場使用にあたり次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 契約要目表記載の区画以外の場所を使用、契約要目表記載の自動車以外の車両の駐車。
- (2) 本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、担保に供する行為。
- (3) 本駐車場に工作物等の物件を設置する等、現状に変更を加える行為。
- (4) 本駐車場に物品を放置する行為。
- (5) 本駐車場内の施設、器物等に損害を与える恐れのある行為。

第6条 (契約の解除)

乙において次の事由に該当した場合は、甲は何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 賃料支払を 1 ヶ月でも怠ったとき。
- (2) 本駐車場施設又は付帯設備を故意又は過失により毀損させたとき。

- (3) 解散・破産・民事再生・会社更生等の申立てがあったとき。
- (4) 乙が甲又は他の利用者の、共同の利益に反する行為を行い本駐車場内の秩序を乱したとき。
- (5) その他本契約の各条項に違反したとき。

第7条 (解約)

1. 甲及び乙は、この契約を解約しようとするときは、解約日の1ヶ月前までに、その旨を相手方に通知しなければならない。
2. 前項の通知が1ヶ月に満たないときは、その通知の日の翌月末を解約の日とし、料金の精算をするものとする。

第8条 (明け渡し義務)

1. 乙は、この契約を終了又は解約したときは、解約日の翌日から甲に駐車場を明け渡さなければならない。
2. 前項の場合において、乙が明け渡さないときは、解約日の翌日から明け渡しの日までの期間について、料金の2倍に相当する額を甲に支払うものとする。
3. この契約を終了又は解約した日から1週間以内に明け渡しをしないときは、甲は、この車両を乙の承諾なしに移動及び処分することができる。この場合、前項の料金の超過金、移動、保管、処分等に要した費用は、全て乙の負担とする。
4. 乙は、明け渡しに際し、立ち退き料は又はその他名目の如何にかかわらず、甲に金銭的請求をすることはできないものとする。

第9条 (賠償義務)

乙または乙の代理人、使用人、同乗者その他の乙の関係者が、駐車場内において本駐車場の施設及び第三者に損害を与えたときは、遅滞なく甲に連絡し、甲の指示に従い修復、又は損害の賠償をしなければならない。

第10条 (免責事項)

甲は次の各項に該当する損害については乙に対し一切の責任を負わない。

- (1) 天災地変、火災、盗難、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからざる事由による乙への損害。
- (2) 本駐車場内における車両の滅失または損傷。
- (3) 本駐車場に駐車中の車両に残留された貴重品、その他の積載物に関する損害。
- (4) 本駐車場内における車輛事故、その他一切の被害。

第11条 (反社会的勢力の排除等)

1. 甲乙双方、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集团的または常習的に法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属しているもの、またこれらの者と取引または関係性を有する者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、ならびに今後も遮断することを、相手に対して表明しこれを保証する。なお甲乙双方は、相手が反社会的勢力に該当すること、またはそのおそれがあることが判明したときは、何らの通

知・催告を要さずして本契約を直ちに解除することができる。

2. 甲乙双方、相手方に以下の事由が一つでも認められる場合も、上記と同様に契約を直ちに解除することができる。
 - ① 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第2項に定義する風俗営業、同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者。
 - ③ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等収受を行いまたは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
 - ④ 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。

第12条 (不可抗力による契約の解除)

駐車場が天災地変、火災、その他不可抗力の原因により使用不可能となった場合、本契約は消滅するものとする。

第13条 (保管場所使用承諾証明)

1. 乙が、自動車保管場所証明 (以下、「車庫証明」という。) 申請手続きに際して、甲からの保管場所使用承諾証明書の交付を必要とする場合、乙は前払い賃料として3か月分の賃料及び発行手数料として 〇〇〇〇 円 (消費税率10%、うち消費税 〇〇〇 円) を支払うことにより、甲は発行するものとする。ただし、使用料金等の滞納及び甲が不正な請求と判断をした場合は発行を拒否することができるものとする。
2. 甲が「車庫証明」を発行した場合、第7条 (解約) に関わらず、乙は契約開始日前も含めて、発行日より6か月間は本契約を解約できないものとする。乙の都合により、本期間内に解約する場合、乙は違約金として本期間6ヶ月に満たない分の賃料を支払うものとする。

第14条 (駐車場の閉鎖)

1. 甲は、自己の都合により当該駐車場を閉鎖しようとするときは、1か月前までにその旨を乙に予告しなければならない。
2. 前項の場合、乙は異議なくこれを承諾し、この契約を解除するものとする。

第15条 (各種届出義務)

甲および乙の住所等本契約書記載の事項に変更が生じた場合は、直ちに相手方に届け出なければならない。

第16条 (合意管轄)

この契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第17条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

<賃料の振込先>

【銀行名】 ゆうちょ銀行 (金融機関コード 9900)

【店名】 四〇八 (読み ヨンゼロハチ)

【店番】 408

【預金種目】 普通預金

【口座番号】

【口座名義】 日本駐車場メンテナンス株式会社

以上、本契約書二通を作成し、甲・乙互いに記名押印の上、各一通を所持する。

令和 8 年 2 月 27 日

賃貸主 (甲)

住 所 大阪市中央区谷町 2 丁目 5 番 4 号
氏 名 日本駐車場メンテナンス株式会社
代表取締役 兼光 和人

T E L 06-6941-9989
登録番号 T8120001116676



賃借主 (乙)

住 所 堺市堺区大浜南町 2-2-16

氏 名 西村 昭三

T E L 072-227-5770



自動車リース契約書

令和6年8月21日

甲 住 所 大阪府堺市堺区大浜南町2-2-16

氏 名 西村 昭三

乙 住 所 大阪府堺市堺区甲斐町西3-4-14

氏 名 株式会社アール・ティー・シーマネジメント
代表取締役 松尾 忠浩

甲と乙とは、後記リース物件の表示記載の自動車（以下「リース自動車」という。）
について次の条項に定めるところにより契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

記

(リース物件の表示) 車名：トヨタ クラウン 型式：6AA-AZSH20 車両番号：[REDACTED]

(リース契約)

第1条 甲は、乙からリース自動車を次条の期間リースを受け、乙に第3条のリース料を支払う。

(リース期間)

第2条 リース期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

(リース料)

第3条 甲が、乙に支払うリース自動車のリース料の総額は、金 3,069,237 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 279,021円) とする。

(リース料の支払)

第4条 甲は、毎月10日までに前月分のリース料の支払いを乙に振込送金するものとする。

月額(初回リース料金 85,277円 2回目以降リース料金 85,256円)

2リース料の支払い振込先は、乙の指定する銀行口座とする(りそな銀行 堺東支店 普通0345156

名義人：乙)

(燃料、保険料等)

第5条 リース自動車に係る燃料費、保険料等の負担は、次のとおりとする。

(1) 契約期間中の燃料費は、甲が負担する。

(2) 保険料、公課費用は、乙が負担する。

(リース自動車の引渡し、返還等)

第6条 車両の引渡し、返還等の手続は、次のとおりとする。

(1) 車両の引渡しは、甲が指定する事務所とする。

(2) 甲は、リース自動車を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) 返還場所は、原則として車両引渡し場所とする。

2 乙は、適切に整備された車両を貸し出すものとし、甲は、当該車両を検査の上受け取るものとする。

(自動車保険)

第7条 乙が甲に貸し出す車両は、自動車損害賠償責任保険のほか、保険補償を最低限具備した車両とする。

(交通事故の解決)

第8条 甲の使用中に交通事故が発生した場合は、甲、乙協力して、当該事故の解決にあたるものとする。

(履行期限の延期及び遅延利息)

第9条 乙は、契約締結後に生じた事由により、履行期限内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責に帰すことができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。

3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ契約金額に年2.5%の割合で計算した額とする。

なお、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(リース自動車の不適合責任)

第10条 甲は、契約締結後、リース自動車の引き渡しが遅延したとき、又は契約内容に適合しないことによりリース自動車の運用及び操作に不能を生じたときは、乙に直ちに引き渡すべきこと、又は修理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(リース物件の表示)

第11条 乙は、リース物件であることの表示等を付することができる。

(リース自動車の保管・使用)

第12条 甲は、リース自動車をその本来の用法により使用し、善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき。

二 乙が契約解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき若しくは暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(守秘義務)

第17条 乙は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(特約条項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

リースお見積書

犯罪収益移転防止法に係る申告対象案件

西村 昭三 様

様

見積作成日

2024.08.10

細

| | |
|------|--|
| メーカー | トヨタ |
| グレード | クラウン |
| 型式 | ガソリン 2500 HYBRID 2.5 S C package 4ト7 FCVT 2WD 5人 |
| 色 | ブラック |
| 駆動方式 | FCVT |



※画像はイメージとなりますのでカラー等、異なる場合があります。

| | 金額 | (内消費税) | | 合計 | 回数 |
|----------|------------|------------|---|------------|-------|
| 元金 | 0円 | (0円) | — | 0円 | × 1回 |
| 月額リース料 | 85,277円 | (7,771円) | — | 85,277円 | × 1回 |
| 以降月額リース料 | 85,256円 | (7,750円) | — | 85,256円 | × 35回 |
| オプション加算額 | 0円 | (0円) | — | 0円 | × 0回 |
| 総額 | 3,069,237円 | (279,021円) | — | 3,069,237円 | |

| | |
|--------|------|
| リース期間 | 36ヶ月 |
| ボーナス月 | |
| 月間走行距離 | |

リース料には、リース期間中の自賠責保険・自動車税・重量税・を含んでいます。

オプション・付属品

リース契約に含まれるもの

（両代・自動車税(全期間)・自動車重量税(全期間)・自動車損害賠償責任保険料(全期間)・自動車保険料(全期間)・タイヤ4本・車検費用(整備に係る部品代除く)

| | |
|-------|-----------|
| リース方式 | メンテナンスリース |
| 計算方式 | オープンエンド方式 |
| 月額 | 0円(税抜) |

リース満了時に以下から選択できます

-

メンテナンス明細

| 項目名 | 実施月(ヶ月後) | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|
| | 6 | 12 | 18 | 24 | 30 | | | | | | | |
| 検 | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

お見積もりのご依頼ありがとうございます。
 よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社アール・ティー・シーマネジメント
 アール・ティー・シー
 TEL 072-233-2226 担当: